

工事等請負契約に係る前払金の限度額拡大について

区では、契約履行の適正確保のため前払金制度を設けており、社会情勢等に合わせ、適宜拡大等してきた。建設業界においてはオリンピック・パラリンピック関連や、集合住宅建設の需要拡大が続いているなか、資材等の調達費の高騰など経営状況の逼迫による契約不調や工事の中断等のリスクを避けるため、限度額を増額する。

1 概要

項目	新	旧
対象	土木工事、建築工事、設備工事	同左
限度額	1件の契約につき 契約金額の4割を超えない範囲内 で <u>5億円を限度とする。</u>	1件の契約につき 契約金額の4割を超えない範囲内 で <u>3億円を限度とする。</u>

2 適用年月日

平成31年4月1日

- 3 事業者等周知 区ホームページへの掲載ほか、対象案件入札時および契約時に拡大内容を説明する。

以上